

第一問

1 (1) について

株式会社吸収分割(会社法(以下略)2条2号, 75条以下)によりY社の農業の製造販売事業に関する権利義務を一般承継することとなる。さらに、Y社の上記事業について事業譲渡を行うことがなされる。また、Y社の上記事業と新設分割(2条3号, 76条以下)によりY社と新設会社を設立し、Y社とY社の株式を取得することをなされる。

株式会社決断中

2 (1) について

(1) 吸収分割を選択した場合、吸収分割株式会社となったX社からY社へ吸収分割契約の承諾を求めた場合(785条1項)。そこで、Y社株主総会決議の特約決議(309条2項12号)を求めたこと。Y社の発行済株式総数のうち35%についてはZ社保有しているが、Z社承諾決議に反対することを行使しなかったことによりY社へ吸収分割(785条2項)によりY社がY社の株式を買取請求権を行使した(785条1項)。

(2) 吸収分割差止請求(794条2)を行使する。Y社の株式は以上の方法で譲渡された。事業譲渡が選択された場合は、Y社が農業事業の経営権の割を占めた(794条1項)に準じて特別決議を要する(309条2項1号)とす。また、Z社が反対することを行使した(785条2項)の場合の取引の効果は特約の事項(794条1項)に拘束されず。また、反対株主の株式買取請求権(469条)を取締役の行使差止請求(306条)を行使する。

(3) 一方、Y社の株式を吸収分割契約承認決議(795条1項)に反対し、株式買取請求権(469条)行使(795条2項)を請求(469条2)を請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。Y社の株式を吸収分割する旨の請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。Y社の株式を吸収分割する旨の請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

(4) 一方、Y社の株式を吸収分割契約承認決議(795条1項)に反対し、株式買取請求権(469条)行使(795条2項)を請求(469条2)を請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。Y社の株式を吸収分割する旨の請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

3 (1) について (1) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5)

(1) 事業譲渡による承継は発生しない(794条2項)。

(2) Y社の農業事業に因り農地の土壌汚染されたことによりY社に損害賠償請求権が生ずる可能性がある。Y社の農業事業に因り農地の土壌汚染されたことによりY社に損害賠償請求権が生ずる可能性がある。Y社の農業事業に因り農地の土壌汚染されたことによりY社に損害賠償請求権が生ずる可能性がある。

(3) 一方、事業譲渡の場合、売買取引の特約承認決議(795条1項)に反対し、株式買取請求権(469条)行使(795条2項)を請求(469条2)を請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

(4) 吸収分割は株式譲渡による承継と異なり、現金の支払いを伴わない承継である。Y社がY社の株式を吸収分割する旨の請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

(5) 一方、Y社の株式を吸収分割契約承認決議(795条1項)に反対し、株式買取請求権(469条)行使(795条2項)を請求(469条2)を請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

(6) Y社の農業の製造販売は国内4社に300社存続が、権利義務を包括的に承継する吸収分割によりY社がY社の株式を吸収分割する旨の請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

(7) 一方、Y社の株式を吸収分割契約承認決議(795条1項)に反対し、株式買取請求権(469条)行使(795条2項)を請求(469条2)を請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

(8) Y社の農業の製造販売は国内4社に300社存続が、権利義務を包括的に承継する吸収分割によりY社がY社の株式を吸収分割する旨の請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

(9) Y社の農業の製造販売は国内4社に300社存続が、権利義務を包括的に承継する吸収分割によりY社がY社の株式を吸収分割する旨の請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

(10) Y社の農業の製造販売は国内4社に300社存続が、権利義務を包括的に承継する吸収分割によりY社がY社の株式を吸収分割する旨の請求(796条2)を行使した(795条1項)とす。

第2問

IAの債権者会社

(買収の手法としてはMM不動産の77%の公開買付けを行い、単独で株主総会の特別決議を可決せしめる等の議決権を獲得した)を、株式併合(180条4項)または全額取得条項付種類株式の取得に利用して行うことが考えられる。

2 次に、自らの資産管理会社を買収者として、A社もMM不動産の株式を15%保有していることから、公開買付けにおける期限に制限がなくなり、公開買付けが失敗可能である。また、MM不動産の所有する無表用不動産の目録価は400億円以下であり評価された。また、かつ、耐震補修の免状や業績予想の大幅な下方修正が公表されたこと、株価が2500円程度から1800円まで大きく下落している。この状況下、Aの資産管理会社がMM不動産を買収して買収した場合、AがMM不動産を不正に安く買収したと評価され、善管注意義務違反(30条、民法644条)が認定される可能性がある。その結果、AはMM不動産やその株式が換、任務懈怠責任(42条1項、49条1項)を負うことが期待される。

3 次に、Aは買収を行うに際して以下の事実を適切に調査することがある。

- (1) 次に、本件のように経営陣であるAがその経営の会社の買収と交渉するにあたっては、所有と経営の分離の観点からの広い意味での利益相反状況があり、また、経営者の株式に関する情報の非対称性がある。そこで、本件のような場合において経営者には、情報を隠して公正な担保を義務があると考えることができる。かかる義務を違反することにより、経営判断の自由過程の内容が著しく不合理な場合は、善管注意義務に違反するものといえる。これを評価されると考えられるが、Aは上記の情報を、情報開示による公正な担保を結果的に果たしている。
- (2) 具体的には、MM不動産は有利子負債100億円を考慮に入れたとして、倉庫益が毎年1.5%、時価400億円以下の取崩用不動産に有利なことが公表されたこと、情報開示し、株価が大幅に下落した点、目録価400億円に比べて下落している点が調査されるべきである。